



UBS 次世代テクノロジー・ファンド

追加型投信／内外／株式 ※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UBS グローバル・アセット・マネジメント 株式会社

1. 『UBS 次世代テクノロジー・ファンド』（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 9 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 9 月 30 日にその効力が発生しております。また、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 22 年 7 月 22 日に関東財務局長に提出しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動き（外国証券には為替変動リスクがあります。）による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
代表者氏名 岡村 進
本店の所在の場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 該当なし

当ファンドは、主として世界各国の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れられる有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額が下落した場合には、投資元本を割り込むことがあります。

- 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

目 次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	2
第3	管理及び運営	2
1	資産管理等の概要	2
2	受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	6
1	財務諸表	8
2	ファンドの現況	15
第5	設定及び解約の実績	15

第1 ファンドの沿革

平成21年10月23日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

（申込期間）

- ・平成21年10月23日から平成23年1月21日まで
 - ※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込みの受け付け）

- ・販売会社の営業日の午後3時まで、買付申込みが行われ、かつ買付申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「積立投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※ 買付申込者は販売会社に買付申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（申込単位）

- ・1万円以上1円単位または1万口以上1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
 - ※ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合には、1口単位とします。
 - ※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

- ・買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初1口当たり1円）
 - ※ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付代金の支払い）

- ・販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

（買付申込不可日）

- ・買付申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込みは受け付けません。

（買付申込受け付けの中止等）

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉

鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは買付申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付申込みを取消することがあります。

2 換金（解約）手続等

（換金申込みの受付け）

・販売会社の営業日の午後3時まで、換金申込みが行われ、かつ換金申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

※ 換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

・1口以上1口単位で換金ができます。

（換金価額）

・換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※ 換金時の費用や税金についての詳細は投資信託説明書（交付目論見書）「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

・原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

（換金申込不可日）

・換金申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込みは受けません。

（換金申込受付けの中止等）

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた換金申込みを取消することがあります。

・前記の換金申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして計算された価額とします。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

（基準価額の算定）

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

- ・基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくこともできます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2) 保管

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

設定日より平成31年10月23日までとします。

ただし、後記「(5)その他[信託の終了]」に該当する場合は、この限りではありません。

(4) 計算期間

原則として毎年4月24日から10月23日まで、および10月24日から翌年4月23日までとします。ただし、計算期間終了日が休業日の場合は翌営業日とします。

(5) その他

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前記 b. から d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. から d. までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記[信託約款の変更]の規定にしたがいます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年4月および10月の決算時）および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項（前記 a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記 a. から e. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. 委託会社と投資顧問会社との間で締結する投資顧問契約は、信託期間終了日まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に 30 日前までに通知することにより契約を終了させることができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

①分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、原則として、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

②償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

④帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

⑤信託約款の解約または重要な約款変更に異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は約款第41条により、平成21年10月23日から平成22年4月23日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成21年10月23日から平成22年4月23日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

和田 浩 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS次世代テクノロジー・ファンドの平成21年10月23日から平成22年4月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS次世代テクノロジー・ファンドの平成22年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

UBS次世代テクノロジー・ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	当期 (平成 22 年 4 月 23 日現在)
		金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金		2,567,894,944
コール・ローン		823,483,026
株式		31,733,542,776
派生商品評価勘定		520,500
未収入金		1,833,067,937
未収配当金		25,632,014
未収利息		1,128
流動資産合計		36,984,142,325
資 産 合 計		36,984,142,325
負 債 の 部		
流 動 負 債		
派生商品評価勘定		5,466,270
未払金		1,177,679,305
未払収益分配金		1,563,421,504
未払解約金		63,488,769
未払受託者報酬		12,591,303
未払委託者報酬		287,801,207
その他未払費用		2,887,041
流動負債合計		3,113,335,399
負 債 合 計		3,113,335,399
純 資 産 の 部		
元 本 等		
元 本		31,268,430,084
剰 余 金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		2,602,376,842
(分配準備積立金)		2,589,015,808
元 本 等 合 計		33,870,806,926
純 資 産 合 計		33,870,806,926
負債純資産合計		36,984,142,325

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	注記 番号	当期 自 平成 21 年 10 月 23 日 至 平成 22 年 4 月 23 日
		金 額
営 業 収 益		
受取配当金		87,376,510
受取利息		1,072,018
有価証券売買等損益		4,795,056,555
為替差損益		△208,490,993
営 業 収 益 合 計		4,675,014,090
営 業 費 用		
受託者報酬		12,591,303
委託者報酬		287,801,207
その他費用		5,574,007
営 業 費 用 合 計		305,966,517
営業利益又は営業損失 (△)		4,369,047,573
経常利益又は経常損失 (△)		4,369,047,573
当期純利益又は当期純損失 (△)		4,369,047,573
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		216,610,261
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,150,568
(当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額)		14,150,568
剰余金減少額又は欠損金増加額		789,534
(当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額)		789,534
分配金		1,563,421,504
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		2,602,376,842

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 平成 21 年 10 月 23 日 至 平成 22 年 4 月 23 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は(第一種)金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における本報告書の開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当期 (平成 22 年 4 月 23 日現在)
1. 期首元本額	33,069,903,860 円
期中追加設定元本額	390,552,612 円
期中解約元本額	2,192,026,388 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	31,268,430,084 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成 21 年 10 月 23 日 至 平成 22 年 4 月 23 日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(79,252,632 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(4,073,184,680 円)、信託約款に規定される収益調整金(13,361,034 円)、及び分配準備積立金(0 円)より分配対象収益は 4,165,798,346 円(1 万口当たり 1,332.26 円)であり、うち 1,563,421,504 円(1 万口当たり 500 円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	当期 自 平成 21 年 10 月 23 日 至 平成 22 年 4 月 23 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等に晒されております。 また、外国証券投資は、カントリーリスク、為替変動リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。
金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象

	<p>に関する これらのリスクが適切に管理されていることを確認 しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポ リシーで認められた相手に限定することで、これを 管理しています。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

当期（平成 22 年 4 月 23 日現在）

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(3) デリバティブ取引

重要な会計方針に係る事項に関する注記「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（平成 22 年 4 月 23 日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場 取引 以外の 取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	584,882,100	—	586,830,450	△1,948,350
	ユーロ	1,072,403,500	—	1,071,883,000	520,500
	イギリスポンド	436,272,000	—	436,607,500	△335,500
	ノルウェークローネ	1,214,675,380	—	1,217,857,800	△3,182,420
	合計	3,308,232,980	—	3,313,178,750	△4,945,770

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

当期（平成 22 年 4 月 23 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	1,809,248,507
合 計	1,809,248,507

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自 平成 21 年 10 月 23 日 至 平成 22 年 4 月 23 日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

当期 （平成 22 年 4 月 23 日現在）
1口当たり純資産額 1.0832 円 （1万口当たり純資産額 10,832 円）

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ホギメディカル	178,500	4,720.00	842,520,000	
クレハ	2,451,000	471.00	1,154,421,000	
ワコム	3,822	150,200.00	574,064,400	
日本円小計	2,633,322		2,571,005,400	
ION GEOPHYSICAL CORP	929,061	5.98	5,555,784.78	
MONSANTO CO	256,100	65.56	16,789,916.00	
ORBITAL SCIENCES CORP	302,900	19.38	5,870,202.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,384,200	7.21	9,980,082.00	
IMMUCOR INC	612,978	21.46	13,154,507.88	
MASIMO CORPORATION	292,222	23.87	6,975,339.14	
STEREOTAXIS INC	813,094	4.82	3,919,113.08	
THORATEC CORP	294,117	34.86	10,252,918.62	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	71,100	55.33	3,933,963.00	
ALLOS THERAPEUTICS INC	683,000	8.16	5,573,280.00	
BIOMIMETIC THERAPEUTICS INC	456,759	13.81	6,307,841.79	
DENDREON CORP	98,100	39.32	3,857,292.00	
EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	241,100	15.67	3,778,037.00	
GILEAD SCIENCES INC	270,500	40.59	10,979,595.00	
SAVIENT PHARMACEUTICALS INC	449,500	15.05	6,764,975.00	
XENOPORT INC	205,798	10.34	2,127,951.32	
ADOBE SYSTEMS INC	239,300	35.97	8,607,621.00	
BLUE COAT SYSTEMS INC	123,900	34.08	4,222,512.00	
CITRIX SYSTEMS INC	80,300	48.30	3,878,490.00	
GOOGLE INC-CL A	41,100	547.06	22,484,166.00	
NETEZZA CORP	428,200	13.52	5,789,264.00	
NUANCE COMMUNICATIONS INC	227,500	18.41	4,188,275.00	
SYMANTEC CORP	634,400	17.22	10,924,368.00	
CHINA SECURITY & SURVEILLANCE TECHNOLOGY	550,300	7.44	4,094,232.00	
FLIR SYSTEMS INC	631,800	30.03	18,972,954.00	
INTERDIGITAL INC	306,400	29.51	9,041,864.00	
MOMENTA PHARMACEUTICALS INC	328,135	14.09	4,623,422.15	
POLYCOM INC	126,300	32.69	4,128,747.00	
SYNAPTICS INC	280,800	30.50	8,564,400.00	
CYMER INC	159,300	39.69	6,322,617.00	
INTEL CORP	429,600	23.99	10,306,104.00	
米ドル小計	11,947,864		241,969,834.76 (22,595,143,169)	
PURE TECHNOLOGIES LTD	760,000	4.55	3,458,000.00	
カナダドル小計	760,000		3,458,000.00 (322,181,860)	
ABENGOA SA	135,713	19.58	2,657,260.54	
FINMECCANICA SPA	276,087	10.02	2,766,391.74	
GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	763,434	9.68	7,395,385.15	
LANDI RENZO SPA	1,044,587	3.26	3,405,353.62	
INTERCELL AG	531,494	21.21	11,272,987.74	
STALLERGENES	48,282	59.00	2,848,638.00	
UBISOFT ENTERTAINMENT	262,916	10.23	2,689,630.68	
ADVA AG OPTICAL NETWORKING	185,197	4.11	761,344.86	
ユーロ小計	3,247,710		33,796,992.33 (4,176,294,342)	
MEGGITT PLC	789,423	3.07	2,429,843.99	

AUTONOMY CORP PLC	444,929	18.34	8,159,997.86
MICRO FOCUS INTERNATIONAL	742,682	5.20	3,861,946.40
英ポンド小計	1,977,034		14,451,788.25 (2,068,918,005)
合計	17,932,608		31,733,542,776 (29,162,537,376)

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

注)

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の評価額はすべて邦貨換算額で表示しており、（ ）内の金額は、外貨建有価証券に関するもので内書きであります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価 比率	合計額に対する比率
米ドル	株式	31 銘柄	100.0%	77.5%
カナダドル	株式	1 銘柄	100.0%	1.1%
ユーロ	株式	8 銘柄	100.0%	14.3%
英ポンド	株式	3 銘柄	100.0%	7.1%

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（金融商品に関する注記）」に記載しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書（平成22年5月31日現在）

種類	金額
I 資産総額	29,993,581,950 円
II 負債総額	441,133,906 円
III 純資産総額（I－II）	29,552,448,044 円
IV 発行済口数	31,140,983,344 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9490 円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定口数	解約口数
第1計算期間	33,460,456,472	2,192,026,388

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

